

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

4月号 | No.505 2015

おめでとうございます



4月7日火保育所入所式

かわいいおともだちが9人入所しました。

主な
内容

平成27年度 施政方針 2~3

平成27年度 当初予算 6~9

人のうごき [平成27年3月31日現在] | 人口 2,538人 (-18) 男 1,234人 (-9) 女 1,304人 (-9) 世帯数 940 (-2)

【IP電話番号】 村役場代表 5000~5004 / 議会事務局 5005 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007
総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 保育所 ☎679-2217
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 ◎役場共通 FAX.679-2125
※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 | P.5000~5004

【教育委員会】 ☎679-2817 FAX.679-2173

平成27年度

施政方針



佐那河内村長 原 仁志

平成27年度に取り組む主な施策をお伝えします。なお、紙面の都合もあり、次号でもこのことについて取り上げて説明させていただきます。

国は、平成26年度補正予算を編成し、「地方創生」に力点を置いた取り組みを進めています。本村でも、平成27年度当初予算と合わせて、国の地方創生への流れを組み込みながら、人口対策などの施策を展開し、活気ある村づくりを進めるとともに、「地方消滅」などに戸惑うことなく本村が持続可能な振興策を講じてまいります。

第1 防災・減災

本村では初めての消防ポンプ車を導入しました。本部機動隊を編成し、消防ポンプ車を活かした、消防・防火対策を構築します。

水害時の防災行動計画、地区防災計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難計画などを進めます。

防災拠点となる庁舎は、改築の方向ですが、近々にも基本構想策定委員会を開催し、早期に基本構想をまとめます。

庁舎改築の方針については、次号の広報で詳しくお伝えする予定です。

第2 人口対策、若者定住

徳島市などへの通勤圏として、居住環境を整え移住・定住者が増加する可能性は十分あると考えられます。移住・定住希望者を受け入れる環境整備を促

進します。このことについても、次号以降で詳しくお伝えします。

第3 健康増進・生活支援

平成26年度に見直した地域福祉計画などに沿って、地域福祉の向上に努めてまいります。介護保険事業計画は、本村の実情に応じた柔軟な高齢者の保健・福祉施策や介護保険事業の充実を図ることとし、平成27年度からの3年間の介護保険料の基本額を現在の月額5,200円から月額5,333円と負担を多くお願いすることとなりました。また、高齢者などの生活支援として、タクシーチケット利用制度の改正や高齢者等バス無料乗車証の交付などを進めます。

第4 農業振興など

本年度からの、第四期中山間地域等直接支払い制度の取り組みによる地域・集落連携を通した農業振興、耕作放棄地の防止、ブランド農産物の推進など

本村の基幹産業を推進します。

簡易水道の水源地で村有化した山林の適正な維持管理に努め、安全で美味しい水の供給に努めます。

旧府能発電所の施設を利用した小水力発電施設を整備し、再生可能エネルギーの推進と売電益を農業集落排水施設の維持管理の節減などに役立てまいります。

第5 子育て・教育について

将来を担う子どもたちの成長をしっかりと支援します。本村の長所を活かし、保育所・小学校・中学校・学童保育の体系的な連携を図り、健全な子どもの成長と学力の向上を図ります。さらに、本年度から小学校・中学校に入学されます保護者の負担軽減のため、入学祝い金制度を新しく設けました。

第6 一般廃棄物中間処理施設

関係市町と協議を続けていますが、一般廃棄物中間処理施設整備の要望事項について後段で詳しくお知らせし、さらに村民の皆さまのご理解を得る努力をします。

第8 生活基盤整備の促進

役場東の高森東谷の土砂災害防止堰堤、国道438号一ノ瀬地区のバイパス工事、旧佐那河内中学校下の歩道整備工事、主要地方道小松島佐那河内線の高樋峠、徳島市大久保峠付近の改良工事などの工事促進を図ります。村道橋梁の長寿命化、生活基幹道の整備、交通安全対策なども進めます。

その他、すべての事業で一層の経費削減に努力し、健全な財政の運営に努めます。

一般廃棄物中間処理施設整備に係る要望に対する回答について

一般廃棄物中間処理施設整備に係る基本計画の説明会で出されたご意見を基に徳島東部地域環境施設整備推進協議会に要望書を提出していましたが、現時点での回答がありましたのでお知らせします（次頁参照）。整備を予定しています施設については、最大限の配慮がなされ人体や環境には影響を与えないものと確信しています。

本村は少子高齢化が進展し村財政の縮小などを考えますと広域行政なくしては、地方自治体としての存続は厳しいと考えています。

現在も広域で進めています介護保険、し尿処理、消防救急、火葬、ゴミ焼却と最終処分場、後期高齢者医療、光ファイバーの地域情報化施設、鳥獣害対策など各分野で広域行政に関わっています。

村民の皆さん、長い佐那河内村の将来を見据えて、未永く単独の地方自治体として存続するための苦しい選択ではあります、ご理解いただけますようお願いいたします。

平成27年4月10日

徳島東部地域環境施設整備推進協議会
佐那河内村長 原 仁志 殿

徳島東部地域環境施設整備推進協議会
会長 徳島市長 原 秀樹

7市町村(徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、松茂町、北島町)
によるごみ処理施設の整備を進めるにあたっての課題に対する考え方について

標題の件につきまして、佐那河内村から提出されました要望書(平成27年2月16日付け)などを踏まえ、本協議会として次のとおり考え方を整理いたしましたのでお知らせします。

なお、住民の方の不安が早く解消するように、現時点までに整理されている内容をお知らせすることとし、その検討に時間をする事項につきましては、今後、引き続き協議を進めてまいります。

1 風評、健康被害が認められた場合には、佐那河内村と一部事務組合との間で協議を行い誠実に対応すること。

(考え方)

施設が遵守すべき公害防止条件について検討し、ばいじん及びダイオキシン類等の排出基準を国の規制基準値より厳しい自主基準値に設定します。また、万全の安全対策を講じます。このため、施設周辺への影響はないものと考えておりますが、万が一、風評、健康被害が認められた場合には、充分な協議を行い誠実に対応いたします。

2 施設から排出するガス等の測定数値については、ホームページ等を通して随時公表すること。

(考え方)

施設が安全に運転できていることを住民の方に確認していただけるよう、ホームページ等を通して、施設から排出するガス等の測定数値については随時公表いたします。

3 収集運搬車両は安全運転の励行に努めるとともに、通勤・通学時間に配慮した運行体制とすること。

(考え方)

施設周辺地域で生活されている方及び一般車両の通行にご迷惑がかからないよう、安全運転の励行に努めます。また、通勤・通学時間帯に配慮した収集運搬車両の運行を心がけます。

4 関係市町村以外の廃棄物は、受け入れ及び処理をしないこと。ただし、徳島県及び市町村の災害時相互応援協定により協議が整った場合はこの限りではない。

また、施設内での火災、事故対応については、徳島県市町村消防相互応援協定により対応が円滑に行われるよう必要な協力をすること。

(考え方)

7市町村が進める、ごみ処理施設の広域整備であり、原則として関係市町村以外のごみを受け入れたり処理を行うことはありません。

また、施設内で火災、事故が発生した場合、その規模により、徳島県市町村消防相互応援協定により、他の自治体へ応援を依頼することになりますが、対応が円滑に行われるよう必要な協力をいたします。

5 いかなる地域からも放射能汚染された土砂及び廃棄物は、受け入れ及び処理を行わない。

(考え方)

放射能汚染された土砂及び廃棄物については、受け入れたり処理を行いません。

6 関係市町は18億円の佐那河内村振興基金を用地取得後5年間で支払うこと。また施設建設にあたっての費用負担は求めないこと。

7 関係市町は施設が存続する間、佐那河内村への振興費として継続支援を行うこと。

(考え方)

佐那河内村に対する地元対策につきましては、18億円の基金や建設費の免除につきましては、先の協議会(平成26年10月27日開催)で承認されておりますが、それも含めまして、地元対策全体の枠の中で検討・協議を行ってまいります。

8 関係市町はゴミの減量化を図る事を目的とし、佐那河内村が進めてきた33分別収集を推進するための住民理解を求ること。

(考え方)

ごみの減量化は7市町村共通の課題であり、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、更なるごみの減量化・リサイクルを推進しております。このたび策定いたしました施設整備に係る基本計画におきましても、目標年度を平成33年度として、将来的なごみ量を推計しておりますが、現在の減量施策を継続した値から、ごみの発生・排出抑制等を推進することでさらに5%の減量化をするものとして目標値を設定し、また、施設内にリサイクルセンター等を建設することとしております。今後におきましても行政と住民が一緒になって一層のごみ減量化に努めてまいりたいと考えております。

9 施設への進入路については国道側からと県道小松島佐那河内線側からを開設し、住民等のアクセス道路として利用出来る構造とすること。また道路建設に係る残土については施設造成に有効活用すること。

(考え方)

施設への進入路については、災害時等のことを考えると、複数の整備についても検討する必要があると考えております。今後、技術面及び経費面並びにその使用方法等について検討を行ってまいります。

10 通行安全対策として、搬出入に利用する国道、県道の拡張工事等について関係市町村で国・県に推進を求めること。

(考え方)

搬出入に利用する道路の管理者に対して、さまざまな機会をとらえて道路の拡張工事等について要望してまいります。

11 施設で使用する水について簡易水道を利用する場合は佐那河内村及び水利権者と十分協議を行うこと。また、集落排水施設から出る放流水も検討すること。

(考え方)

安定的かつ経済的に水が確保できるよう取水方法について検討し、佐那河内村及び水利権者等と十分協議を行います。

12 施設内で使用した水については循環利用し施設外へ排出しないこと。

(考え方)

施設整備に係る基本計画にもあるように、プラントで使用した水については、処理後に循環利用するクローズドシステムを計画しており、施設外へ排出する計画はありません。なお、生活排水については、合併浄化槽で処理後、河川等への公共用水域へ放流する予定です。

13 施設内への住民の立ち入りについては、住民の安全を確保したうえで、施設の運営に支障をきたさない範囲で承認すること。また、ダイオキシンの測定時には住民の立会を認めること。

(考え方)

施設の立ち入りについては、予約が必要となります。どなたでも見学していただけます。また、リサイクルセンターに併設予定のごみ減量学習施設及びリサイクル活動拠点施設等もご利用いただけます。

また、ダイオキシン類の測定時に、適正な測定が行われていることを確認していただくために、ご希望があれば測定作業に支障がない範囲で立ち会っていただけます。

14 佐那河内村の意見反映措置として副管理者に佐那河内村長を置くとともに組合議員を2名とする。

(考え方)

佐那河内村長を副管理者にあてるとともに、組合議会の議員の人数については、佐那河内村選出議員数を2名となるよう組合の規約（案）を定めます。

15 施設の更新時については佐那河内村の意見を尊重すること。

(考え方)

施設の更新時には、関係自治体で協議することになりますが、まずは、施設の建設地の自治体の意見を尊重すべきであると考えています。

16 一部事務組合の組織や業務に関わる問題については、佐那河内村と協議を行うこと。

(考え方)

一部事務組合の組織及び業務については、その規約に規定されており、内容を変更する場合は、佐那河内村を含む全ての関係自治体の議会で議決をいただく必要があります。したがいまして、必然的に、佐那河内村を含む構成7市町村において協議を行うことであると認識しております。

以上

当初予算に計上された主な予算措置

「全ての村民が元気で豊かに暮らせるために」

●乳幼児医療事業（満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）	1,268万円
●軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	20万円
●定期予防接種事業	428万円
●ファミリーサポートセンター事業	13万円
●病児・病後児保育事業	25万円
●学童保育事業	445万円
●シルバー人材センター運営事業	260万円
●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	50万円
●老人クラブ補助事業	214万円
●生きがい対応型デイサービス事業	60万円
●高齢者肺炎球菌予防接種事業	71万円
●高齢者インフルエンザ予防接種事業	132万円
●救急搬送事業	1,190万円
●救急医療対策事業	290万円
●徳島市夜間休日診療所利用事業	110万円
●在宅福祉事業	163万円
●がん検診推進事業	550万円
●健康増進事業	155万円
●母子保健事業	307万円

「生活の向上に向けて」

●マイナンバー制度対応事業	1,850万円
●地域情報整備事業（各家庭のターミナルアダプターレンタル料）	394万円
●戸籍システム構築事業	2,014万円
●高齢者等外出支援助成事業	508万円
●福祉手当事業	75万円
●ほのぼの介護手当事業	60万円
●住宅リフォーム助成事業	240万円
●地方バス路線維持事業	1,000万円

「活気ある農業・農村のために」

●強い農業づくり事業	150万円
●中山間地域等直接支払事業	3,569万円
●新規就農総合支援事業	1,350万円
●有害鳥獣捕獲等事業	484万円
●有害鳥獣処理事業	109万円
●鳥獣被害対策用電牧機購入事業	10万円
●農山漁村地域整備事業（小水力発電）	500万円
●明治大学ファームステイ研修事業	67万円

「道路などの公共インフラ整備のために」

●橋梁定期点検事業	500万円
●道路付属物点検事業	100万円
●道路新設改良事業（村道の維持補修など）	2,780万円

●過疎対策事業（村道の改良）

2,500万円

●社会資本基盤総合交付金事業（橋の耐震改修など）

2,300万円

●村保健センター改修事業

450万円

●地積調査事業

2,238万円

●隣地明確化事業

964万円

「美しい村づくりのために」

●ゴミリサイクル推進事業

123万円

●環境美化推進事業

6万円

●合併処理浄化槽設置事業

226万円

●し尿処理事業

1,191万円

●とくしま豊かな森づくり事業（民有林の公有林化による水源などの確保）

180万円

「消防・防災・減災のために」

●役場庁舎改築事業

780万円

●民間建築物耐震化支援事業

100万円

●老朽危険空き家除去支援事業

240万円

●木造住宅耐震事業

148万円

●防災倉庫購入事業

270万円

●非常用備蓄用食料品購入事業

18万円

●防火水槽設置事業

500万円

●消防道設置事業

250万円

●消防施設整備事業（第5分団詰所）

3,270万円

「地域活性化のために」

●定住促進集落支援事業

600万円

●移住・定住推進体制整備支援事業

250万円

●域学連携実践拠点形成モデル実証事業

200万円

●村づくり住民活動事業

200万円

●コミュニティ助成事業

250万円

●地域おこし協力隊事業

1,200万円

●大川原高原観光事業

415万円

●自治振興交付金事業

170万円

●集会所施設等補助事業

50万円

「教育・文化の向上に向けて」

●入学祝金事業

66万円

●学校給食補助事業

105万円

●デジタル教科書導入事業

157万円

●伝統文化継承保存事業

50万円

●放課後子ども教室推進事業

100万円

●体力づくり・スポーツ推進事業

20万円

●社会教育事業（人権大学、生涯教育講座ほか）

427万円

●社会体育事業（村民体育祭、徳島駅伝ほか）

407万円

平成27年度当初予算

総額は32億8,380万円

平成27年度佐那河内村当初予算が佐那河内村議会3月定例会において承認されました。本年度予算は、厳しい財政状況の中でも住民サービスの低下を招かないよう、創意工夫を凝らし、重点的・効果的な施策を展開することにより、『活気ある村づくり』の実現に向けての検討を行った予算計上としています。

一般的な施策を進める一般会計予算は、21億9,000万円（前年度比1億6,300万円・6.9%減）、5つの特別会計予算の合計は10億9,380万円（前年度比4,930万円・4.3%減）で、これらを合わせた村の予算総額は32億8,380万円となります。

村の財政状況

本村の財政は、予算規模をはるかに上回る村債残高（平成25年度末では、全ての会計で約41億円、平成27年度当初予算額の約1.25倍）を抱え、この償還にともなう財政の硬直化が村の財政状況の大きなポイントといえます。実質公債費比率※は、年々改善されていますが、11.9%と県内で4番目の高位にあります。

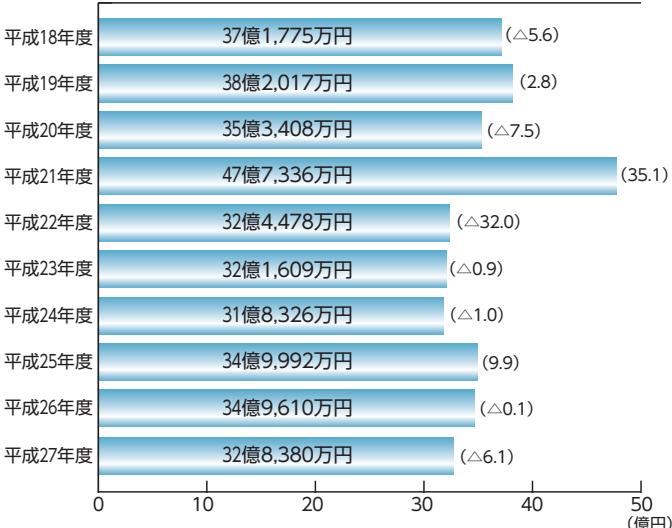
歳入では、村税などの自主財源が少なく、国に大きく依存せざるを得ない財政構造であることから、国の財政状況の逼迫にともなう直接的な影響が憂慮されます。加えて、財源の大半を担う地方交付税においては、算定の際に大きく影響を及ぼす人口減少などにより、今後は減少傾向であることが予測されます。

歳出では、地方創生・人口減少の克服や厳しい経済・雇用情勢への対策、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害への対応など、取り組まなければならぬ課題が山積しています。さまざまな住民ニーズに機動的かつ弾力的に対応するため、自主性・自立性を高めた行政経営体への転換が求められます。

本村は、明治から今日まで合併することなく、少子高齢化に向き合いながら、徳島県に残された唯一の小さな村として頑張ってきました。先人が営々と守ってきたこの村の風土や築いてきた産物をこれからも継承・発展を図り、全ての住民が元気で生き生きとした生活を営み、活気ある村の実現に向けた施策を重点的に展開していくことが重要といえます。

※実質公債費比率とは、基本的に分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金に簡易水道や集落排水事業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入して求められる比率であります。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされています。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。本村の実質公債費率は、11.9%（3か年平均単年度では、平成25年度9.6%、平成24年度12.4%、平成23年度13.7%、前年度3か年平均は13.5%）となっています。平成18年度に導入されてから初めて4か年連続で18%を下回りました。

10年間の総額推移状況



（一般会計+特別会計=当初予算額）

平成27年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率(%)
総額	32億8,380万円	△6.1
一般会計	21億9,000万円	△6.9
特別会計	10億9,380万円	△4.3
国民健康保険事業	4億1,150万円	△6.8
簡易水道	1億2,570万円	50.2
農業集落排水事業	1億5,320万円	△2.7
介護保険事業	3億6,400万円	△13.0
後期高齢者医療	3,940万円	△6.6

※伸び率は前年度当初予算対比

一般会計予算を歳入別にみると

歳入予算構成グラフをご覧ください。

村独自の収入である、村税や繰入金（各種基金【村の貯金】の取り崩し）などの自主財源は5億864万円で全体の23.2%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で16億8,136万円となり、76.8%を占めています。

村税については、前年度比504万円の増額となりました。主に法人村民税の增收が見込まれています。

歳入の54.8%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付されるお金のことです。本年度は、12億円の計上です。

また、村の借金である村債は、臨時財政対策債※として5,000万円、地域振興事業や道路改良事業、防災・減災事業などに1億80万円の計上です。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替え措置とみて差しあえない地方債のことです。

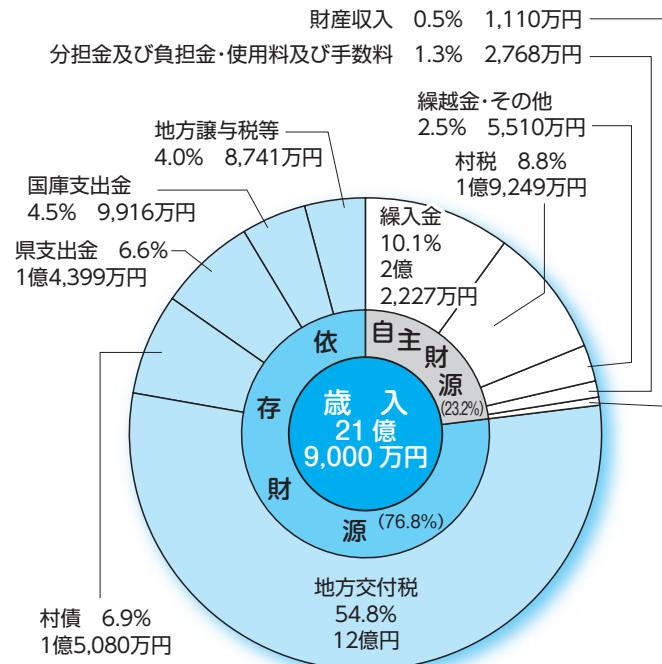
用語解説

- 村税 私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税を使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
- その他の自主財源 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- 地方交付税 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金 国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- 県支出金 県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- その他の依存財源 地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得交付金、地方特例交付金などのお金
- 村債 村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

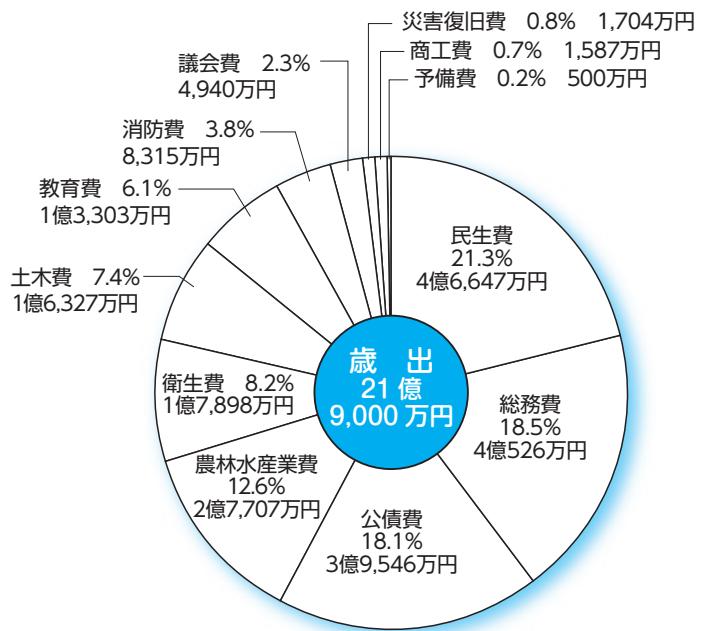
一般会計予算では一人あたりに862,879円

歳出予算構成グラフをご覧ください。

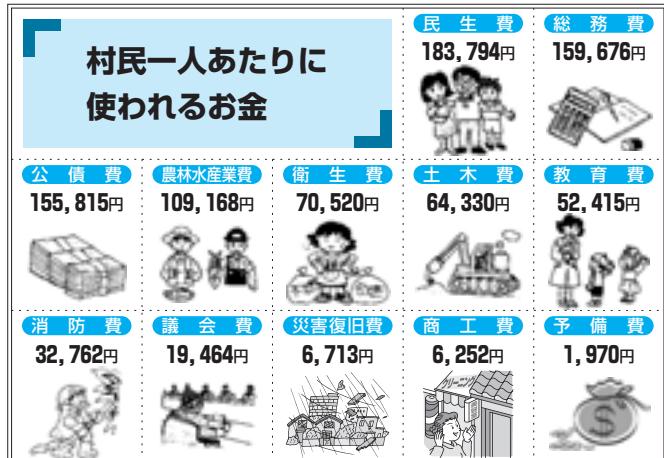
本年度は、民生費が4億6,647万円と最も大きな経費となっています。これは、各種福祉事業（高齢者・障がい者の生活支援や外出支援、乳児医療事業など）の充実を予定しています。次は総務費で、4億526万円を計上し、阿波市と共同実施するクラウド事業や定住促進事業などの実施によるものです。公債費（村が国などから借り入れた借金返済の経費）は、3億9,546万円を計上し、定期償還のほかに繰上償還を8,827万円予定しています。農林水産業費2億7,707万円（農業振興事業、鳥獣被害防止総合対策事業など）、衛生費1億7,898万円（健康増進事業、し尿処理事業など）と続きます。



〔歳入予算構成グラフ〕



〔歳出予算構成グラフ〕



※平成27年3月31日現在の人口(2,538人)で算出

ほかに、土木費、教育費、消防費、議会費、災害復旧費、商工費、予備費を計上しています。

平成27年度予算で、村民一人あたりに使われるお金は、862,879円となります。

一般会計予算を性質別にみると

性質別予算構成グラフをご覧ください。

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、10億664万円の計上です。人件費は前年度比987万円増、公債費は前年度比7,171万円減、扶助費は前年度比172万円減となり義務的経費全体で6,356万円の減となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費については、全体で1億8,561万円の計上です。橋りょう耐震改修事業や村消防団第5分団の詰所建設などを予定しています。

最後に、任意的経費ですが、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費等、維持補修費などで構成されています。物件費は前年度比649万円増となっていますが、導入実施にむけて2年目を迎えるマイナンバー制度対応事業などによるものから前年度に引き続き高位となっています。繰出金は前年度比406万円減、補助費等は前年度比4,621万円減となっています。任意的経費全体では、前年度比3,699万円減となり、9億9,775万円の計上です。

用語解説

○投資的経費	道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費
○任意的経費	村の裁量によって任意に支出することができる経費
○義務的経費	支出することが制度的に義務付けられている経費
○普通建設事業費	道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
○災害復旧事業費	災害により被災した施設を復旧するための経費
○物件費	需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
○維持補修費	道路・公共施設などを修繕するための経費
○補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
○積立金	財政運営を計画的に行うためお金を積み当てる経費
○繰出金	一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費
○公債費	村が国などから借りた借金返済の経費
○扶助費	高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援にかかる経費
○人件費	特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費

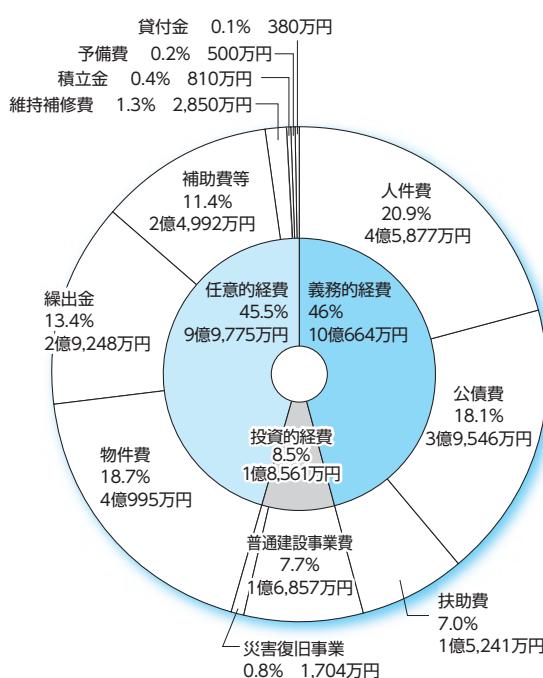
特別会計では

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

国民健康保険事業特別会計は、4億1,150万円の計上です。医療給付費などの減少により、前年度比6.8%の縮小となっています。

簡易水道特別会計は、経年変化にともなう水道施設管理システムの改修工事により1億2,570万円の計上です。農業集落排水事業特別会計は、1億5,320万円の計上となり、主に管理経費などの計上となっています。

介護保険事業特別会計は、3億6,400万円の計上です。介護給付費などの減少にともない前年度比13.0%の縮小となっています。後期高齢者医療特別会計は3,940万円の計上です。被保険者などの減少にともない前年度比6.6%の縮小となっています。



議会だより

平成27年
第1回3月定例会

平成27年第1回定例会は、3月10日開会され、平成26年度各会計補正予算案件6件、平成27年度各会計当初予算案件6件、条例案件25件、人事案件3件、議員提出議案2件の合わせて42件の審議を行い、原案どおりの可決、同意し、3月20日に閉会しました。

新年度に向けての施政方針

佐那河内村長 原 仁志

国は、地方創生に人口減少やそれぞれ地方が抱えている課題について取り組もうとしている。本村においても、最大課題である人口対策に重点を置き、本村の将来を見据えての財政運営を今後も取り組み、将来の人口見通しは厳しいが、村民とともに村づくりに励んでまいりたい。

防災・減災

消防ポンプ車が導入され、本部機動隊が編成された。南海トラフ大地震の備えとして大切であり、今後も消防団活動を支援し、村民の安全・安心の向上を図りたい。

庁舎の改築

庁舎の建設予定地は、現在地を中心として、現在、調査を行っている。

建築構造は、可能な限り木材を多用し、本村で長く培われている建築技法も検討し、設計に配慮したい。

誰もが利用しやすい庁舎、防災・減災対策拠点としての庁舎、村民の村づくりの活動拠点としての庁舎、さらには自然環境への配慮を考えていきたい。

基本構想検討委員会には村民の代表に加わっていただき、今後基本構想から基本計画につなげ、基本構想がまとまった時点で広く村民に周知することとし、意向把握と具体的な方法を検討していきたい。

人口対策、若者定住

地域活性化センターの助成で計画をまとめている。本村は徳島市や小松島市への通勤圏でもあるが、現在では利用可能な空き家及び賃貸物件が少なく、定住・移住希望者の受け入れる物的環境が整っていない。住宅の供給方針としては、移住者の受け入れ、転出者の抑制、地域の担い手となる人材の確保のための公的住宅を供給する、さらに住宅供給戸数においては、集合住宅8戸の建設を手始めに、30戸程度を目標建設戸数としている。

今後は、建設用地の確保に着手する予定で、早い時期に集合住宅の建設等具体的な方向に進みたい。

一般廃棄物中間処理施設の整備

村を一巡した説明会は、28回におよび、参加いただいた村民は延べ800人程。大阪市、松山市の施設見学を実施していますが、7回の見学会に151人の村民の皆さんに参加いただ

いた。

村民が感じられております不安や思いを関係自治体に文書で申し出している状況である。回答のあった後、改めて村民にご理解をいただくよう説明会を繰り返し行うこととしている。

また、生ごみを処理する土地を確保できない世帯等から要望のある、生ごみの収集について前向きな検討を考えている。

27年度からの取り組み

プレミアム商品券の発行は、地域消費喚起、生活支援型として予算計上する。

農業振興は、第4期目となる中山間地域直接支払制度への対応と新規就農給付金を活用した農業の後継者育成と農業振興を図っていく。

地域おこし協力隊は、現在、観光、農業を中心として都市との交流や農産物の加工に取り組み配置しているが、平成27年度から新しく鳥獣害対策を担当する協力隊を4月から配置する。

高齢者等バス無料乗車交付証交付事業に新しく取り組み、満65歳以上、かつ、自ら自動車の運転ができない村民を対象に、徳島バス（株）が運行する佐那河内路線で乗車または降車する場所が村内にある場合、バス乗車代金を無料とする。

子育て、教育支援では、入学祝い金制度を創設し、祝い金を贈呈することにより、保護者の経済的負担の軽減、移住交流支援の促進、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援していきたい。

●補正予算●

議案第1号 平成26年度佐那河内村一般会計補正予算（第7号）

予算執行の見込みによる、予算の減額補正が主で、歳入歳出それぞれ1億1,051万7千円を減額し、歳入

歳出予算の総額を24億6,299万7千円とするもの。

主な内容は、地方交付税が4,595万4千円の増額。国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額等3,026万3千円の増額。繰入金では、財政調整基金繰

入金、残土処理場運営基金繰入金で減額等、合わせて1億7,446万3千円の減額。

歳出では、民生費で、生活扶助費、貸付金、介護保険事業特別会計繰出金の減額など3,543万円の減額。

議案第2号 平成26年度佐那河内村

国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

歳入歳出それぞれ4,132万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,486万1千円とするもの。

議案第3号 平成26年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ12万円減額し、歳入歳出予算の総額を8,440万円とするもの。

議案第4号 平成26年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ93万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,660万円とするもの。

議案第5号 平成26年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ5,071万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,931万7千円とするもの。

議案第6号 平成26年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,870万4千円とするもの。

● 当初予算 ●

議案第7号 平成27年度佐那河内村一般会計予算

歳入歳出それぞれ21億9,000万円とし、前年度比1億6,300万円の減額。

歳入では、村税で1億9,249万円、地方交付税では12億円、国庫支出金が9,915万円、県支出金が1億4,399万円、繰入金が2億2,226万8千円、村債が1億5,080万円が主となる。

歳出は、総務費全体で5億9,840万円、主な内容は、番号制度対応事業として電算システム改修委託料として4,360万円、戸籍システム機器更新業務委託料として1,291万円等。農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度交付金3,144万円等を計上。

議案第8号 平成27年度佐那河内村

国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ4億1,150万円とし、前年度に比べ2,980万円の減額になりました。

議案第9号 平成27年度佐那河内村簡易水道特別会計

歳入歳出それぞれ1億2,570万円とし、前年度に比べて4,200万円の増額。

議案第10号 平成27年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ1億5,320万円とし、前年度比430万円の減。

議案第11号 平成27年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ3億6,400万円とし、前年度比5,440万円の減。

議案第12号 平成27年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算

歳入歳出それぞれ3,940万円とし、前年度比280万円の減。

● 条例案件 ●

議案第13号 佐那河内村行政財産使用料条例の制定

行政財産である風力発電敷地等の使用料を条例化するもの。

議案第14号 佐那河内保育所条例の制定

子ども・子育て支援法制定に基づく条例の制定。

議案第15号 佐那河内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

介護保険法の改正により、事業の人員、運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもの。

議案第16号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

既に廃止となっている村土地開発公社に関わる記述を削除。

議案第17号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告による、職員の通勤手当、給料表、管理職員特別勤務手当、現行給料額の保障等を改正。

議案第18号 佐那河内保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例

佐那河内保育所条例の制定に伴い廃止するもの。

議案第19号 佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例

平成27年度から29年度までの保険料率を定め、介護保険法の一部改正に伴う介護保険日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めるため。

議案第20号 佐那河内村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法の一部改正に伴い、サービスの指定に関する基準のうち、申請者の資格に関する基準を定めるもの。

議案第21号 佐那河内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等の事業人員及び運営に関する基準等を定めた徳島県条例が制定されたことに伴う一部改正。

議案第22号 大川原観光農園管理棟の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

管理棟の使用料に全棟を使用させたときの使用料を追加するもの。

議案第23号 佐那河内村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定

教育委員会制度の改正により、新教育長は職務専念義務の規定が適用されるため条例を制定するもの。

議案第24号 佐那河内村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定

教育委員会制度の改正により、新教育長は特別職の勤務職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったため。

議案第25号 佐那河内村議会委員会条例の一部を改正する条例

教育委員会制度の改正により、教育委員会の代表者について言及した

規定を、新教育長に改めるため。

議案第26号 佐那河内村職員定数条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条が第19条に繰り上げされたため。

議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償について規定した条例から教育委員会の委員長の規定を削除するため。

議案第28号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

総合教育会議の意見聴取者について実費弁償を支給するため。

議案第29号 佐那河内村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

新教育長の職が新設されることに伴い、一部改正をするもの。

議案第30号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新教育長の職が新設されることに伴い、一部改正をするもの。

議案第31号 佐那河内村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例

新教育長が特別職の常勤職員となり、旧教育長の給与等に関する条例を廃止するもの。

議案第32号 特別職の職員で常勤のものの旅費に関する条例の一部を改正する条例

新教育長の職が新設されることに伴い、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費について新教育長の規定を追加する必要が生じたため。

議案第33号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新教育長は特別職の常勤職員となり、条例が必要となったため。

議案第34号 佐那河内村固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関する条例の一部を改正する条例

新教育長の職が新設されることに伴い、一部改正するもの。

議案第35号 佐那河内村入学祝金支給条例の制定

子育てに要する保護者の経済的支援と、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を目的とするもの。

議案第36号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成26年度に引き続き、村長、副村長の給与減額を行うもの。

議案第37号 佐那河内村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

平成26年度に引き続き、教育長の給与減額を行うもの。

議案第38号 監査委員の選任

3月末に、任期の満了によるもの。

議案第39号 教育委員会委員の任命

教育委員の退任により、教育委員を新たに選任するもの。

議案第40号 固定資産評価委員会委員の選任

3月末に、任期の満了によるもの。

●議員発議●

発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書

手話を広く国民に広め、環境整備を図る「手話言語法」制定に向ける意見書。

発議第2号 拙速な判断で佐那河内村へのごみ処理場建設設計画を進捗させないことを求める意見書

住民合意を根幹とし、拙速な判断で、ごみ処理場建設設計画を進捗させないことを求める意見書。

一般質問

大岩和久議員

一般廃棄物中間処理施設整備計画について

質 各説明会において、事業内容、行政手法に対して厳しい意見が出たと思われるが、どのように受け止めたか。

平成26年12月定例会で議会より提出をした意見書に対して、村長はどのように受けとめられたか。

これを踏まえ、村長はこれからどのような態度で住民と向き合い、住民の方々にどのように誠実な対応をされていくのか。

事業の内容、行政手法に対しご意見もいろいろあったのも事実です。村民の皆さんから不安や、あ

るいはいろいろな要望を出されたことを深く受けとめているところです。

意見書に対して受けとめは、基本計画の案に基づき説明を行い、理解を求める努力をしていくということです。真摯に受けとめ、それぞれの地域常会を回り、説明会を持った次第です。

今後どのように住民と向き合い、誠実な対応をとられるのかということですが、住民説明会で出ております意見に対し、QアンドAによりお返しをし、意見を16項目にまとめた要望書を、協議会に提出しております。

この要望事項の回答をもって、住民の皆さんに報告し、今後、理解を求めていただけरような対応をしていきます。

瀧倉俊晴議員

ごみ処理施設建設住民説明会について

質 用地取得後5年間で18億円の基金を6市町から受け取ることができる、ごみ処理施設建設に係る本村の負担金2億6,000万円は免除されると説明されたが、18億円をどのような事業に有効活用するのか。

答 18億円の使用用途については、施設の方向性が決まった時点で、村にとって必要である課題に、議会議員さんとも十分な協議をしながら、基金を原資として村の自立に向けて有利な国の補助事業等と組み合わせ、有益な事業が行えるようにしなければならないと考えております。

質 16項目の要望について、毎年売電益により継続支援してほしいという項目と、国道438号高樋集落排水処理施設からごみ処理施設候補地を通過して、大久保峠の県道に抜ける道路を建設し、その残土を埋め立てに使用するという項目の、大きな2項目の要望はどのように進んでいるのか、お尋ねしたい。

住民説明会では、本村のごみ処理費は1t当たり4万2,000円かかっており、新ごみ処理施設では、1t当たりの処理費が1万2,000円と説明しております。この差額の3万円はどのような事業に活用するのか。

答 私どものほうに詳細な報告がまだ来ておりませんので、本日のこの場でお答えすることはできませんが、今後も継続的な支援が本村に入りますように粘り強く交渉しなければならない項目であると考えております。

施設へのアクセス道路ですが、計画では、川を渡って進入路を計画していますが、通り抜けて大久保峠の方へ行く道路を使うことにより、災害等、何らかの事情で進入路が使えなくなったとき、あるいは、村内の集落への関係車両の通行の軽減等で有効であるという話を多々いただきました。このことも申し入れをしております。

徳島東部地域環境整備推進協議会の事務局が試算した新しい処理施設での処理費が1万2,000円です。

削減されます経費についても、議会議員様との協議をよくしなければなりません。村民の皆さまが快適に過ごしていけるようなごみ行政に回せる貴重な財源になると考えております。

村道などのごみ処理について

質 生ごみの収集を早くできないかとの要望があったと報告を受けましたが、定住施策にとっても重要であるがどう対応するのか。また、村内の道路など巡回し、ゴミ回収委託をすればどうか。

答 早い段階で生ごみの収集を行っていくように前向きに検討し

ていきたい。村内の道路等については、広報、のぼり旗等で啓発に努めたい。

岡 本 隆 次 議員

政治姿勢について

質 村長の政治姿勢について、1期目を振り返り、農業6次産業化事業の詐欺事件が片づく間もなく、中尾谷の村有財産使用問題等、メディアの社説で村長の失政であると取り上げられておりました。村長の結果責任は十分だったでしょうか。道義的責任はなかったでしょうか。多くの村民からは、いまだ納得していない声が多く、いまだ疑惑を抱いております。

この間、近隣町は着実に活性化を図っております。村民との対話を最優先に重視しながら、村民の心を一つにして、日本一住んでみたい佐那河内村につくり上げるべきではないでしょうか。

答 村民の皆さんにご迷惑をおかけしたことにつきましては、重ねておわびをしたいと思っております。

失敗ばかりされているという厳しい言葉を真摯に受けとめ、これからも、さらに残った2期目の任期を全力をかけてやっていきたいと思っております。

本村は本村のやり方で活性化を取り組むのが王道であると考えている。村民の村づくり活動の推進支援、人口対策、消防体制の整備、農業振興、環境施策等、取り組んできましたし、これからも取り組んでいきたい。

村民の皆さまが喜んでいただけるよういろいろな施策に取り組んでいきたいと思っております。

ごみ処理施設について

質 ごみ処理施設について、協議会の会議資料によると、18億円の地元対策費の用途の内容が、詳しく示されています。村民の意向ではなく、村長の都合で強引に建設しようとしているのではないか。

答 村の振興計画、過疎計画の中では、当面するであろう事業を報告したことであって、その事業に拘束されるものではございません。

年数を定めてそれぞれの年度ごとにどういった方向でお金を使っていくかということはこれからです。貴重な財源を有効活用できる方法を議会の議員さんと協議していきたい。

仁 羽 悟 郎 議員

一般廃棄物中間処理施設について

質 住民合意が得られるかどうか、分からぬ状態で計画を前に進める行動は認められない。16項目の要望は、住民合意を得るための住民の判断材料として、議会に協議があつたが、2月16日に発送しているが、議会は報告を受けていない。何故、急ぐのか。

答 説明会に出席されました皆さんから出ております意見を集約して、16項目にまとめて協議会へ要望を行い、回答をもらった後、村民の皆さんに改めて回答させていただき、不安な部分を取り除き理解をいただくこと等により、判断をしてもう一つの材料として16項目を関係自治体の協議会に出しているものです。

回答が来てから村民の皆さんへの周知説明ということになるかと思っております。

職員採用について

質 每年1人～2人の職員の採用をしています。現在、人口2,557人に対し、51人の職員です。臨時職員も17人と聞いています。財政厳しい折、もう少し考えてもいいのではないかと私は思いますが、村長の考えを説明いただきたい。

人口減の中でなぜ職員を増員するのか。平成27年度職員採用の予定は。

答 総務省の調査した類似団体別職員数の状況というものがありますが、類似団体の職員数と比較した場合、11人少ない数値となっております。本村の職員数は44人ですが、

全国平均では55人となり、佐那河内村の職員数は、全国平均よりも少なくなっています。村民のニーズや村をこれからも村として維持していくことを踏まえ、ご理解いただきたいのは、人口によって職員数が比例するという考えは持たないで欲しいと思っております。

平成27年度4月の新規採用職員は、4名を採用したいと思っております。また、臨時の職員につきましては、現在の数の職員を基本に最終的に決定したいと思っております。

長尾久代議員

魅力ある学校づくりについて

質 小中一貫校を制度化する閣議決定がなされ、より一層特徴ある学校づくりが必要になると思います。佐那河内小・中学校をこれからどのように、目指していくのか。

子育て、教育について、保育所、小・中学校、学童保育を一体で考えるとは、具体的にどのようなことをするのか。

教育長

答 平成27年度の重点教育目標として次の3点を考えています。①一人ひとりの個性や特性を大切にしながら、細やかな指導を通して、学力・体力の向上を目指す。②小中連携により、相手を思いやる豊かな心を持ち、自らのるべきことを責任を持って果たせる児童・生徒の育成を目指す。③自己の可能性を信じ、目標を持ち、学び続けることができるキャリア教育の充実を目指す。

学校、保育所、学童保育等を核とした地域力の向上による教育活動の充実ですが、徳島県の学校・家庭・地域の連携協力推進事業により、27年度は、地域の指導者、活動のコーディネーターを置いて、小・中学校、保育所、学童と先生方と調整をし、子どもたちの必要に応じた活動を企画立案し実施したい。

質 自主財源が少なく、交付税に頼っている本村にとって、また交付税が減額され、厳しい状況の中、村長の思いや、考えを、今後どうす

るのか。一層の財政健全化を推進していくためにはどのような取り組みが必要と思っているのか。

答 決算状況により、現時点では順調に財政運営が進められていると考えます。より一層の財政健全化を推進していくため、本村の少子・高齢化や人口減少、また将来予測される南海トラフ巨大地震などによる災害への対応など、緊急の課題、行政需要にどう対応していくのかを考えるに当たり、①国の動向、国の方財政計画、あるいは県の動向を注視し、あらゆる情勢の把握に努める。②事業の必要性を検証し、各施策の取捨選択、重点化、あるいは優先順位により行う。③規律ある村債の発行。このように考えております。

一般廃棄物処理施設について

質 国道438号一ノ瀬バイパスの着工もあり。それに加え、パッカー車が1日に400台、往復すれば800台、その他関連する車が入ります。交通アクセスについて、村としては、どう考えているのか。

答 ごみ収集に係る車を、午前8時から午後4時までの交通量として時間割を行うと、国道側で41台、往復で82台、県道側で7台、往復で14台の増加が見込まれております。

通勤・通学時の通行につきましては、配慮を求めたい。国道、県道の拡充工事等についても、関係市町村で改良の推進を求めていきたい。

質 施設から出る、有害物質は国の基準以下に設定し、それをクリアしていると説明を受けますが、安全性についての不安を解消するため、施設の利点、問題点等、もっと住民に説明すべきではないか。

答 いかなる地域からも放射能汚染された廃棄物は、受け入れはありませんので、まず最初にお答えしておきます。

公害防止の条件につきましては、排ガスの計画基準案は、国が示しております法律の規制値よりも厳しい設定数値といたしております、騒音、振動、悪臭につきましても、規

制基準値以内を遵守する計画案となっております。

松長英視議員

安倍政権の農協・農政改革について

質 政府は、農業改革、農協改革を進めており、佐那河内にとっても大きな影響が出ざるを得ないと思います。このような動きを村長はどう捉えているのか。

答 国や県の動向を注視し、本村の農業が後退しないよう、関係機関と連携しながら推移を見守り、方策を考えいかなければならないと考えます。

ゴミ分別について

質 現在、33分別で進めておられますが、分別が乱れてきていると聞きます。何故、それをなくしていくような努力をしないのか。ごみの焼却へ流れて行く懸念があるが、どう考えるのか。ゴミ分別推進委員の会議も行われていないが？

答 確かに、ごみの収集には、プラスチック製容器の包装や雑紙は少し含まれているのも事実です。村民の皆さまの分別に対するご理解がいただけるよう、村の広報紙、看板を立てる等、ごみの分別の推進をしなければならない。

常会のゴミ分別推進委員の会合は、最近では地域の集積所がきれいに管理がなされている等のことを勘案して、ここ2年間は開いていないのは事実です。

副市町村長会について（7市町村広域協議会）

質 7月18日と9月24日に開かれた副市町村長会で、どういうような形で、どういうような思いでこの会に臨まれたのか。

副村長は知事によって送り込まれてきたと言う声があるが、どう思われるか。また、白紙撤回の会からの話し合いの申出も実現していない、このようなことで、住民合意は得られるのか。

答 副村長 幹事会で基本計画案等が協議さ

れどおり。26年の7月と9月に開催された副市町村長会で、候補地として受け入れる条件として、振興策等につき要望したところです。

2回の会議におきましては、村の立場に立ち、要望や主張をしてまいりました。

私が、知事によって、今回の処理場推進のために送り込まれたという噂は聞きますが、決してそのようなことはございません。

16項目につきまして、まだ協議会からの回答がない状態で、説明会を、行えないのが現状です。

ごみ処理施設設計画の住民説明について

質 16項目の要望は、賛成前提の希望を述べておるようにしか受け取れない。村長は、この説明会の中で住民の合意が得られたというように判断をしているのか。

答 現時点での住民合意については、現在進行形であると考えており、これから要望書の回答をもらった後、さらに住民合意をもらう努力をしていくことになると思っている。

ごみ処理施設の用地選定について

質 説明会でコンサルの評価があり、適した土地だということ以

外にはなかったとしているが、村からの意思表示とか検討というのは全然されなかつたのか。

答 候補地の選定は、1番目、津波や浸水被害及び土砂災害等の自然災害を受けにくい地域、2番目、関係自治体からのアクセスが便利な地域、3番目、地域住民の生活環境に与える影響が少ない地域、4番目、自然環境に与える負荷が少ない地域を基本に建設候補地を選定されております。それぞれの自治体が考えた候補地をコンサルタントがこうしたことを条件に入れて検討・評価した結果です。他の自治体の候補地は知らないのが事実です。

施設の安全性について

質 徳島県の半分のごみが燃やされるということで、基準値以下のダイオキシンであっても、蓄積されていきます。それでも、安全だと村長は考えているのか。

答 国の基準よりもはるかに少ないダイオキシンの数字で考えている、より安全な施設ができるものでないかと思っている。

質 放射性物質を含むがれきの処理について、絶対にないと言われておりますが、大阪市が最近放射性を含むがれきの処理をしました。

定款の中に扱わないということがあった中で行われた。能力を持った最新鋭の焼却場であり、心配をするが。

答 一部事務組合の規約、あるいはいろいろな条例その他で決まっていくことになりますので、そうした産業廃棄物、放射能汚染されたものについての処分はないものと考えている。16項目の中の回答を文書でもらいますので、そうしたことがないように確実な約束を文書でもらいたい。

一般廃棄物中間処理施設設計画について

質 今回の降ってわいたようなこのごみ焼却場の問題、絶対に認められわけにはいきません。最後に村長の考えをお聞きしたいと思います。

答 佐那河内村の将来を考えますと、重ねてお願いたいわけでございますが、広域行政なくして村は成り立たないと、このように私は判断をいたしております。

村民の皆さんに一人でも多くご理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

議会行事出席報告

（ ）場所・（ ）出席者

平成27年3月

3月3日 議員協議会〈議会事務局〉全員協議会〈農振センター〉（全議員）

10日 平成27年第1回佐那河内村議会 開会〈役場3F議場：会期20日までの11日間〉（全議員）

12日 議案審議〈議会事務局〉（全議員）

13日 議案審議〈議会事務局〉（全議員）

14日 中学校卒業式〈多目的ホール〉（全議員）

17日 小学校卒業式〈体育館〉（全議員）

17日 議案審議〈議会事務局〉（全議員）

19日 平成27年第1回佐那河内村議会 第2日〈役場3F議場〉（全議員）

20日 平成27年第1回佐那河内村議会 最終日〈役場3F議場〉（全議員）

23日 例月出納検査〈議会事務局〉（井開・長尾監査委員）

23日 農業委員会総会・研修会〈農振センター〉（岡本議員）

25日 戦没者追悼式〈多目的ホール〉（全議員）

26日 食育推進委員会〈小・中学校〉（瀧倉議員）

27日 小松島市外三町村衛生組合〈小松島市〉（中野議長・仁羽議員）

村の話題

3/3
(火)

平成26年度徳島県「がんばる高齢者」顕彰式



内藤 昭文さん (86歳)

平成27年3月3日(火)ときわプラザ(フレアとくしま)にて、飯泉知事より顕彰状と記念品が授与されました。

内藤さんは現役で農業を行なながら、学校給食における地産地消の取り組みを支援したり、桜が咲き誇る村を目指してプロジェクトに取り組んだりと、現在も意欲的に活動され、その功績が認められました。

内藤さん、おめでとうございます。

3/10
(火)

消費者協会小学校卒業生に筆立て寄贈



イクルして作られ、「ゴミを資源に心こそ大切なれ」のメッセージが込められています。

思いを胸に、大切に使ってほしいと思います。

平成26年度の佐那河内小学校卒業生に、佐那河内村消費者協会の会員から牛乳パックをリサイクルして作った筆立てがプレゼントされました。

毎年送られている筆立ては、牛乳パックをリサ

3/20
(金)

佐那河内村選挙管理委員会 優良団体で表彰される

平成27年3月20日(金)県庁において、徳島県選挙管理委員会委員長表彰に佐那河内村選挙管理委員会が表彰されました。

平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙において、管理執行及び啓発が優秀であった市町村選挙管理委員会として、佐那河内村選挙管理委員会が表彰されたものです。



佐那河内小学校 コネスコスクールに認定！

佐那河内小学校では、「子どもたちが自然豊かな佐那河内」の次代の担い手になれるように、地域と連携を図りながら様々な取り組みを継続的に行ってています。

各学年、村の豊かな自然や地域の人々とかかわることで、「佐那河内のすばらしさ」を味わうことのできる学習活動を進めています。また、全校でも、異年齢集団による美化作業などのボランティア活動や地域の「もの」「ひと」「こと」にふれあうオリエンテーリング遠足を行っています。

このような取り組みをさらに広げ深めるために、平成26年10月6日に正式に「ユネスコスクール」に加盟しました。今後も持続可能な社会を実現するための教育活動に取り組んでいきたいと考えています。



さなごうちスポーツクラブ通信

3/8
(日)

2015日本拳法徳島会館春季大会

松茂町総合体育館で行われた2015日本拳法徳島会館春季大会で、元木鳴海君（井開）が幼年部の優勝、棄原伶光君（宮前）が小学生4年男子の部準優勝、棄原辰光君（宮前）が小学生6年男子の部準優勝という成績を収めました。

緑風館では練習生を随時募集しています。
一緒に汗を流しましょう。

練習会
日程

毎週火曜日 午後7時30分～ 高橋保健センター
毎週木曜日 午後7時30分～ 村民体育館



3/8
(日)

エンジェルスター Bグループ優勝



エンジェルスターでは、
ママさん部員を募集
しています。

石井町前山公園体育館で開催された、第24回藤花杯でエンジェルスターがBグループで優勝しました。

1試合目、神領体協とは2-0で、2試合目こまちクラブには、2-1で、決勝戦フェザースには2-0で勝ちました。

日々、忙しい中、週1回の練習で時間を作り頑張っています。ぜひ一緒に汗を流したいママさんの参加をお待ちしています。

毎週木曜日 午後8時～

佐那河内小中学校で
楽しく練習しています。
一緒に楽しい汗を流しましょう！

地域おこし協力隊



むねかた まさあき
宗像 正章

もち投げに思うこと

みなさん、こんにちは、宗像です。おかげさまで、地域おこし協力隊として3期目に入りました。新たな季節、いい出会いはありましたか。人に限らず、樹木でも花でも動物でも、新たな出会いや発見は、うれしさをもたらしますね。

みなさんは、もち投げは好きですか。佐那河内村に来て、驚いたことの1つに、この「もち投げ」があります。都会では、地鎮祭すら行わない人が増え、ハウスメーカーの迅速な工事を前に、上棟式も見かけなくなりました。(形式上、供え物はするようですが)そんな中に、「もちと共に災厄を投げ、富や幸福を他者にもたらす」というゆとりや心の豊かさが入る余地はありません。

さて、佐那河内流?の儀式。私が驚いたのは、それが実施されているという事実ではありません。その盛り上がりにあります。まずは、人が集まること。近所の人もさることながら、別の集落の人も足を運び、にぎわいますよね。そして、もちの数の多さ。まくわ、まくわ、その気前のよさに気が晴れます。見学気分の私でも、数十袋拾えます。きわめつけは、その激しさです。普段はおとなしい人たちが、はじき飛ばしあい、頭をぶつけ合い、と人が変わったように勇ましくなります。けが人が出ないのか心配になりますが、そこは神事の不思議さ、おそらく痛みはすぐに吹き飛び、恨みなど起こりもしないのでしょうか。

捨う気がなくても、気を抜いていると危ないもち投げ。こんな風に書いても、私は大好きです。激しさ以前に楽しさがありますし、空?を見上げていると、胸がわくわくしてきます。そこに居合わせるだけで、しばし幸福な気分に包まれます。

徳島では、様々なイベントで、もち投げが開催されますが、それは豊かさの証にも思えます。こんな文化がずっと続くとよいですね。私も、佐那河内村で家を建てるあつきには、もちをまきたいと思います。壮大な?目標ですね。

●古代米へのいざない

みなさんは、村内で古代米が栽培されていることをご存じですか。そして、その黒米や赤米が、どのようにして販売されているか。写真は、3月に幕張メッセで開催された「FOODEX JAPAN」のブースです。徳島の業者が「阿波古代米」として、加工・包装し、都内では千葉の業者が代理販売し、百貨店などでは、おこわとして販売されています。

佐那河内村は、古くからのお米どころ。真価が発揮されるのは、うるち米ですが、古代米に乗せて、諸々の魅力をPRできるとよいと考えています。棚田の維持を図るため、また村の知名度向上を目指し、どなたか、古代米を育ててみませんか。興味のある人は、ご連絡ください。

お問い合わせ 産業環境課



緑のふるさと協力隊活動報告会 3月6日金

役場3階ホールにて植松里奈さんの活動報告会を行いました。

ご参加くださった皆さま、ありがとうございました。

※活動報告のDVDを貸し出ししています。

産業環境課までお問い合わせください。



地域おこし協力隊

いのうち つぐみ
井内 亜実さん

4月から、鳥獣害対策専門の地域おこし協力隊として佐那河内で活動してくれます。



井内さんからのコメント

東京で鳥獣害の勉強をしていましたので、是非ふるさとの徳島でその経験を活かしたいと思っていました。佐那河内村は、実家も近くでなじみのある場所なので、少しでも早くこの土地に馴染んで、皆さんに名前を覚えて頂けるように頑張ります!

森林の立木を伐採する場合には「伐採の届出」が必要です

森林の立木を伐採する場合には、森林法第10条の8第1項の規定に基づく「伐採及び伐採後の造林届出書」を森林の所在する市町村長へ事前に提出が必要です。

なお無届伐採の場合には、罰金100万円以下に罰せられる場合や植栽の補助金が対象外となることがあります。また保安林の伐採や森林経営計画に基づく伐採の場合は、別方法による許可及び届出が必要です。

■届出対象者

森林の立木を伐採する人（伐採する人と森林所有者が同じ場合）または、伐採業者と森林所有者の連名（伐採業者と森林所有者が異なる場合）

■届出の期間

伐採を開始する日の90日から30日前まで

■届出事項

- ・伐採する森林所在場所
- ・伐採計画
- ・伐採後の造林計画など

■添付書類

伐採する森林の所在図面（5000分の1図面）

面積要件や本数要件の基準は特にありませんが、数本だけ伐る場合など、小規模なものは「除伐する場合」として良いと考えます。

ただし、以下の4点については、面積や本数にかかわらず、届けを出していただく案件です。

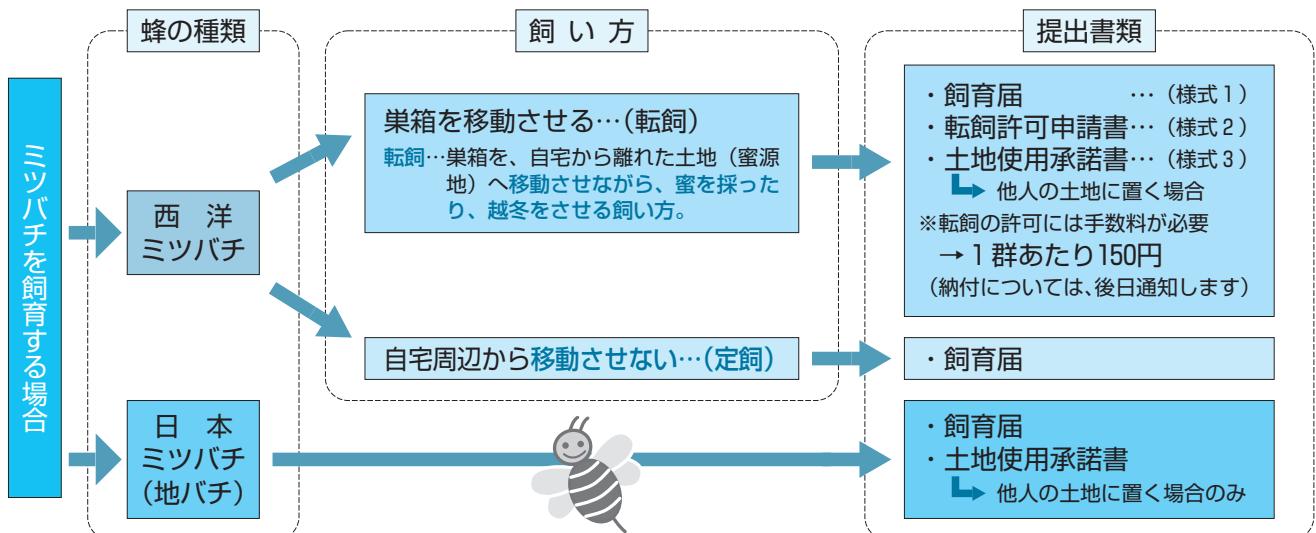
- ① 森林整備や木材搬出を伴う伐採（切捨間伐、架線集材など）
- ② 土地の形質の変更を伴う伐採（林道や作業道の開設など）
- ③ 公共性のある事業などに伴う伐採（電力施設や道路の管理など）
- ④ 森林以外のものに転用するための伐採（太陽光発電の設置など）

■お問い合わせ 産業環境課 ■

ミツバチを飼育する場合（趣味の飼育も含む）は、届出が必要です

（養蜂振興法：平成24年6月改正）

届出に必要な書類は、「蜂の種類」と「飼い方」によって異なります



留意事項

- (1) 養蜂振興法改正の経緯
近年の趣味養蜂家の増加など、法律制定時（昭和30年）と比べ養蜂を取り巻く環境が大きく変化したため、届出対象者の拡大、蜜蜂の適正な管理の確保、蜜源植物の保護増殖、蜂群配置の適正の確保などについての改正が行われました。
- (2) 飼育届の届出対象者
・養蜂業者
- (3) 届出対象外
・花粉交配用…花粉交配期間のみ飼育する場合は届出不要です。
※花粉交配後も引き続き飼育する場合は、飼育届が必要です。
- (4) お問い合わせ 産業環境課

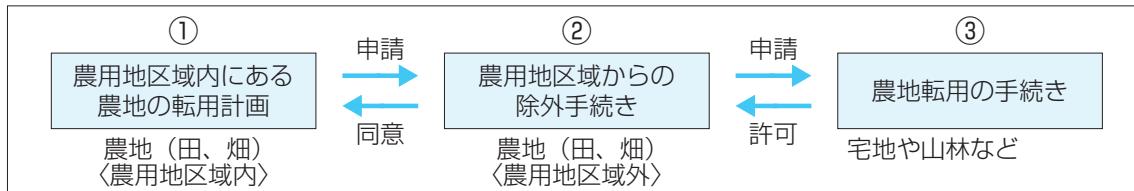


農地の農用地区域からの除外申請の受付について

農用地区域内にある農地の転用はできません。

農用地区域内にある農地（田、畑）を宅地や山林などへ転用計画されている場合、まず農用地区域からの除外の手続きを行い、つぎに転用の許可を受けることになります。

現在耕作していない農地について、これからも耕作する予定が無い場合においても、農用地区域内農地である場合には転用ができませんのでご注意ください。



つきましては、つぎにより農用地区域からの除外申請を受付しますので、申請をされる人は役場産業環境課まで申請用紙を取りにお越しください。

***申請受付期間 平成27年6月5日(金)まで**

なお、申請にあたりつぎの点にご留意をお願いします。

- 農用地区域からの除外申請の受付は、原則として年1回としています。
- 農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員会の審議を経て県の同意、許可を受けることになりますので、一定の期間がかかります。
- 申請の内容や周囲の状況などから判断して、除外できない場合があります。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

「阿波とくしま・商品券」が発行されます。

地域経済の好循環を図るため、商工団体・県・市町村が連携し、10,000円で12,000円相当の買い物ができる「阿波とくしま・商品券」を発行します。

- | | |
|---------|--|
| ◆販売期間 | 平成27年4月20日（月）～8月31日（月）（売り切れ次第終了） |
| ◆販売セット数 | 1,100セット（内550セットは電話申込みによる販売） |
| ◆使用期間 | 平成27年4月20日（月）～10月19日（月） |
| ◆販売場所 | JA徳島市佐那河内支所
※9：30～15：00（平日のみ販売）
ただし、一部電話申込による販売を予定しています。 |
| ◆販売価格 | 1万円／1セット（1万2千円相当）
県内共通券8枚、地域限定券4枚の千円券の12枚
セット |
| ◆購入限度 | 1人5セットまで |
| ◆取扱店舗 | 「阿波とくしま・商品券取扱店舗」ステッカーを
掲示しているお店
(詳細は商品券のHPなどでお知らせします。) |



＜お問い合わせ先＞

徳島商工会議所
徳島市南末広町5番8号
徳島経済産業会館(KIZUNA プラザ) 1F

(電話) 653-3211

住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10m²以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算240万円の範囲内において、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する者で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする者は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない者であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、平成28年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

木造住宅耐震化促進事業のお知らせ



南海地震への備え

今後30年以内に発生する確率は60%程度

○平成16年9月1日を起点、政府の地震調査委員会発表



古くなった木造住宅に被害の割合が高い

○大規模な地震が発生すると、「新耐震基準（昭和56年制定）以前に建築された木造住宅」に多くの被害が想定されています。（阪神・淡路大震災の被害状況）



あなたのお家の耐震診断を受けてみませんか？

○耐震診断とは、建物が地震に対して耐えられるかどうかを総合的に判定することです。

現地調査を基に、地盤・基礎、建物の形、壁の配置、筋かい・壁の割合、老朽化など、それぞれの評点を求めて、それらを乗じた数値で表します。この数値が、地震に対する建物の抵抗力の大きさを示し、「安全」や「やや危険」などと判定されます。

(1) 木造住宅耐震診断支援事業

1. 対象となる木造住宅

- 佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅
- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
 - ② 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
 - ③ 平屋または2階建て住宅（3階建て以上は対象外）
(併用住宅、共同住宅・長屋、借家を含みます)
 - ④ 現在、居住している住宅



2. 耐震診断を行う診断員

診断員は県の講習を受けた建築士で、木造住宅耐震診断員の登録証を携帯しています。また、診断した住宅に対し営業活動は一切行いません。

3. 採用する耐震診断法

国土交通省住宅局が監修し、(財)日本建築防災協会が編集した耐震精密診断による診断法を基にし、独自の手法を加えたプログラムを採用します。

(徳島県耐震診断マニュアル・徳島県耐震診断業務マニュアルなど)

4. 自己負担金

- ① 一戸建ての場合、3,000円必要です。
(2戸以上の共同住宅・長屋などの場合は、6,000円必要です。)
- ② 現地調査終了後に診断員に直接お支払いください。

5. 申込書類

木造住宅耐震診断申込書（建設課にあります。）、外観写真（サービス版2枚）、建築時期のわかる書類（建築確認通知書、建築物の登記簿など）

(2) 木造住宅耐震改修支援事業

1. 対象となる木造住宅

- 佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅
- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
 - ② 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が0.7未満と判定されたもの
 - ③ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事
 - ② 耐震改修工事
改修後の評点を1.0以上にする耐震改修工事
- ### 3. 自己負担金
- ① 補助対象経費の2／3以下で、最高60万円（千円未満切り捨て）

(3) 住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

1. 対象となる木造住宅

- 佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅
- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
 - ② 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定されたもの
 - ③ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事
- ② 耐震改修工事（I～IIIのうち一つ以上選択）
I. 改修前と比較して改修後の評点を向上させる耐震改修工事
(ただし、持家は0.7以上、貸家は1.0以上にするものに限る)



II. 耐震シェルターまたは耐震ベットの設置工事

（持家に限る）

III. 一部屋補強などのI～IIに相当する工事

③ リフォーム工事（任意）

省エネルギー化に資すると知事が認める工事

バリアフリー化に資すると知事が認める工事

コンクリートブロック塀などの撤去

3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の1／2以下で、最高40万円（千円未満切り捨て）

- ② 工事費が20万円以上



(4) 住宅の住替え支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 現在居住している住宅
- ③ 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が0.7未満と判定されたもの
- ④ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 住宅の建替えまたは他所へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の2／5以下で、最高30万円（千円未満切り捨て）



木造住宅耐震化促進事業の
お申し込みは、
申込書、添付書類を添えて

4月15日～3月31日まで
(申込先着順)

●申込書、申込先 建設課 住宅担当●

タクシーチケット利用 制度の改正と申請のお知らせ

目的

高齢者、障がい者の人など（以下「高齢者など」という。）が生活行動範囲の拡大をすることに対して助成を行うことにより、積極的な社会参加を促進し生きがいを持てる安心した生活を確保することを目的とします。

対象者

村内に居住し、かつ次のいずれかに該当する人とします。

- (1) 満65歳以上の人かつ自ら自動車の運転ができない人
- (2) 要支援1以上の認定を受けている人
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、第1級、第2級の障害認定を受けている人
- (4) 療育手帳A1、A2の交付を受けている人
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の交付を受けている人
- (6) 難病に指定されている人
- (7) その他村長が必要と認める人

上記の要件を満たしていても、対象外となる人

- ・前年度までの村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、
村水道料金、村集落排水料金、村営住宅家賃に滞納がある人
- ・他の移動支援事業等の助成を受けている人



助成内容

助成の対象となるタクシー会社は「(有)佐那河内観光タクシー」のみです。

タクシーチケット（1冊20枚つづり）を、1冊1,000円で購入していただきます。

チケットは年度内で最大3冊まで購入できます。

1回の乗車につきチケット1枚使用でき、タクシーの利用額によって自己負担額が決まります。

タクシー料金の額	自己負担額
1,500円以下	タクシー料金の額から500円を差引いて2分の1を乗じた額
1,501円～2,000円	タクシー料金の額から1,000円を差引いて得た額
2,001円～3,000円	一律1,000円
3,001円以上	タクシー料金の額から2,000円を差引いて得た額

申請方法

タクシーチケットを利用したい人は、印鑑をご持参のうえ、健康福祉課までお越しください。申請書は、健康福祉課に設置しています。来庁が難しい人は、健康福祉課までお電話ください。申請書を送付します。

昨年度より外出支援助成事業をご利用いただいている人につきましては、申請書を送付いたします。記入、押印のうえ、返信用封筒に入れて健康福祉課宛郵送してください。

審査のうえ、対象となる人には、タクシーチケットを交付します。

申請は5月1日（金）から受付します。

● お問い合わせ 健康福祉課 ●

高齢者等バス無料乗車証の 交付と申請のお知らせ



目的

高齢者、障がい者の人など（以下「高齢者など」という。）に対して佐那河内村高齢者などバス無料乗車証（以下「乗車証」という。）を交付することにより、高齢者などの社会参加を促進するとともに、生活福祉の向上に寄与することを目的とします。

対象者

村内に居住し、かつ次のいずれかに該当する人とします。

- (1) **満65歳以上の人かつ自ら自動車の運転ができない人**
- (2) **要支援1以上の認定を受けている人**
- (3) **身体障害者手帳の交付を受け、第1級、第2級の障害認定を受けている人**
- (4) **療育手帳A1、A2の交付を受けている人**
- (5) **精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の交付を受けている人**
- (6) **難病に指定されている人**
- (7) **その他村長が必要と認める人**

上記第2号から第6号に該当する人のうち、障害の程度により特に介助を必要とする場合は、原則として1人が介助人として無料で乗車できます。

上記の要件を満たしていても、対象外となる人

- ・前年度までの村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、村水道使用料、村集落排水使用料、村営住宅使用料に滞納がある人

助成内容

乗車証の交付を受けた人は、決められた区間（佐那河内路線）でのみ、無料で乗車できます。

乗車証の利用区間は、徳島バス株式会社（以下「徳島バス」という。）が運行する佐那河内路線のみです。ただし、乗車または降車場所が村内である場合に限ります。

乗車証の交付を受けて徳島バスを利用するときは、降車時に乗務員に乗車証を提示してください。

申請方法

乗車証を利用したい人は、**顔写真（縦3cm、横2.5cm）と印鑑**をご持参のうえ、健康福祉課までお越しください。申請書は、健康福祉課に設置しています。来庁が難しい人は、健康福祉課までお電話ください。申請書を送付します。

顔写真は乗車証に貼り付けて使用します。

審査のうえ、対象となる人には乗車証を送付します。

申請は5月1日（金）から受付します。



● お問い合わせ 健康福祉課 ●

介護保険制度が変わります！

平成27年度 介護保険制度改正のポイント

1 介護報酬が改定されました

平成27年4月から

介護報酬が改定されたことにより、サービスを利用したときの利用者負担も変わりました。

2 介護保険料が変わりました

平成27年4月から

平成27～29年度の介護保険料が変わりました。また、介護保険の財源（公費、利用者負担金以外）の負担割合が、65歳以上の方は22%、40～64歳の方は28%に変わりました。

3 介護老人福祉施設の入所基準が変わりました

平成27年4月から

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の人となりました。ただし、以下の場合は、特例的に入所が認められます。

継続入所

制度改正前から入所していた要介護1・2の人や要介護3以上から要介護1・2に状態が改善した人
制度改正後に新規入所したのち、要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された人で、やむを得ない事情
によって介護老人福祉施設以外での生活が著しく難しいと認められる場合

新規入所

要介護1・2の人で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく難しいと認められ、市
区町村の適切な関与のもとで施設ごとに設置している入所検討委員会での検討を経た場合

4 一定以上所得者は利用者負担が2割に変わります

平成27年8月から

一定以上所得者※がサービスを利用したときの利用者負担は、1割から2割に変更されます。

※本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上ある人。

5 介護保険サービス利用時には、保険証と 介護保険負担割合証が必要になります

平成27年8月から

一定以上所得者が2割負担になることに伴い、介護保険の認定者全員に利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。介護保険サービス利用の際には、保険証とともに介護保険負担割合証を提示してください。

6 高額介護サービス費などの一部の上限額が新しくなります

平成27年8月から

高額介護サービス費などの利用者負担段階区分に「現役並み所得者※」が新設されます。

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の人。

7

高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

平成27年8月から

高額医療・高額介護合算制度（医療と介護の両方に自己負担があり、それぞれの制度での限度額を適用後の年間自己負担が、合算制度に定める限度額を超えたとき、超えた分が支給される制度）の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます（70歳未満の人だけ変更されます）。

8

低所得の施設利用者が受けられる 食費・居住費の補助の適用条件が変わります

平成27年8月から

低所得の施設利用者のうち、配偶者が住民税課税者である場合、預貯金などが一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合などは、食費・居住費の補助はありません。

9

要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になります

要支援1・2の人向けの「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、市区町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ段階的に移行します。

お問い合わせ●健康福祉課

介護保険料が 変わります！

要介護（支援）者の増加にともない、介護保険のサービスにかかる費用も年々増える傾向にあります。介護保険のサービスを安定的に提供していくには、負担割合のバランスをとることが必要になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

所得段階		年額保険料
1	基準額×0.45	28,800円
2	基準額×0.75	48,000円
3	基準額×0.75	48,000円
4	基準額×0.90	57,600円
5	基準額×1.00	64,000円
6	基準額×1.20	76,800円
7	基準額×1.30	83,200円
8	基準額×1.50	96,000円
9	基準額×1.70	108,800円

介護保険の財源は、保険料と公費がそれぞれ半分ずつ負担しています。

このうち40歳～64歳の人（第2号被保険者）が納める保険料が費用全体の28%、65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料が22%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。

介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険料は、平成27年度から平成29年度の3年間（第6期）の保険料の推計を計算しています。

▼推計額

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年合計
給付費	287,134,737	306,979,279	315,129,883	909,243,899
地域支援事業（約3.0%）	9,500,000	9,500,000	19,100,000	38,100,000
その他（補足給付など）	27,417,533	25,938,937	25,710,004	79,066,474
合計	324,052,270	342,418,216	359,939,887	1,026,410,373

みなさんが健康に
すごされることが
給付費の抑制に
つながります。

お問い合わせ●住民税務課

平成27年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成27年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
平成27年 6月 6日 (土) 【申込み期限：5月15日 (金)】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年 7月 4日 (土) 【申込み期限：6月12日 (金)】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年 8月 1日 (土) 【申込み期限：7月10日 (金)】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年 9月 5日 (土) 【申込み期限：8月14日 (金)】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年10月 3日 (土) 【申込み期限：9月11日 (金)】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年10月21日 (水) 【申込み期限：9月30日 (水)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 特定健診・大腸がん・前立腺がん 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8：30～11：00
平成27年11月 7日 (土) 【申込み期限：10月16日 (金)】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年12月 4日 (金) 【申込み期限：11月13日 (金)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8：30～11：00 婦人科および骨密度検査は 13：00～13：30 〔※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。〕

●がん検診内容および負担金

検 診 内 容	対 象 者	負 担 金
胃 が ん 検 診	40歳以上の村民	500円
肺 が ん 検 診	40歳以上の村民（65歳以上の人には結核検診を含みます）	100円
喀 痰 検 查	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス検査	① 平成27年度において満40歳となる村民（S50年4月1日～S51年3月31日生まれの人） ② 平成14年度から平成26年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前 立 腺 が ん 検 診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨 密 度 検 查	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子 宮 が ん 検 診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成26年度に受診された人は、平成28年度に検診を受けてくださるようお願いします。）	400円
（婦人科検診） 乳 が ん 検 診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成26年度に受診された人は、平成28年度に検診を受けてくださるようお願いします。） ※12月4日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月4日（金）の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

平成27年度高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

平成27年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を、次の高齢者を対象に実施します。

1 対象者

- 平成27年度に次の年齢となる人（65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）
- 接種日において、60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障害を有する人
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人

※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、定期接種対象外となるため、この接種費用の助成を受けることができません。

2 期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 接種回数 1回

4 実施方法 村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）

5 料金 1人1回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）

6 申込み方法 対象となる人へ必要書類を郵送しますので、書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。

7 お問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係



“感染の不安がある”あなたへ

徳島保健所 エイズ相談・検査

HIV感染は、「誰もがかかる！」可能性があります。
この機会にぜひ、エイズ相談・検査を受けてみませんか。
もちろん匿名・無料・申込み不要です。
検査結果は、採血後、約30分でお伝えできます。

■受付日時

定例相談／検査

日時：毎週火曜日
(祝日・年末年始を除く)
午後0時30分から
午後2時まで

夜間相談／検査

日時：平成27年4月14日(火) 平成27年6月2日(火)
平成27年8月4日(火) 平成27年10月6日(火)
平成27年12月1日(火) 平成28年2月2日(火)
いずれも 午後6時から午後7時まで

■受付・検査場所

東部保健福祉局 徳島保健所 2階検診コーナー（徳島市新蔵町3丁目80）

■お問い合わせ

東部保健福祉局 徳島保健所 疾病対策担当 電話602-8907（直通）

認知症サポーターとは



日本は超高齢社会を迎え、高齢者が高齢者を介護する老老介護や、子どもが一人で親を介護するケースも増えています。認知症は脳の病気で、65歳以上の15%の462万人（2012年）が認知症高齢者で、軽度認知障害と呼ばれる「予備軍」が約400万人いるといわれ、誰もがなる可能性のある病気です。

症状に最初に気付くのは本人で、もの忘れによる失敗や、今まで簡単にできていたことがうまくいかなくなることが徐々に増え、なんとなくおかしいと感じ始めます。

自分は認知症かもしれないという不安な気持ちから、「私は忘れていない」、「病院に行く必要はない」とかたくなな態度をとってしまうことがあります。

家族の誰かが認知症になったとき、誰しもショックを受け、とまどい、混乱に陥ります。認知症の人の「あるがまま」を受け入れられるようになるためには、介護者の気持ちの余裕が必要です。介護者の余裕は、認知症の人本人や家族に対する周囲からの理解や支援と介護サービスの適切な利用によって得られます。

認知症サポーターは、「なにか」特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かく見守る応援者です。

誰もがなりうる認知症。周りの人が正しい知識を持ち、助け合うことができれば、認知症の人もその家族も住み慣れた地域で暮らすことができます。互いに理解し合い、誰もが安心して暮らせる社会を築きましょう。



佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

5月

〈農振センター〉
2階和室

アロマヨガ
20:00~21:00

〈村民体育館〉

卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

*印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
					1 バドミントン	2
3	4	5	6	7	8 バドミントン	9
10 アロマヨガ	11	12 卓球	13 卓球	14 バドミントン	15 バドミントン	16
17 アロマヨガ	18	19 卓球	20 卓球	21 バドミントン	22 バドミントン	23
24 アロマヨガ	25	26	27	28	29	30
31						

3月3日(火)

学童保育お別れ会

今年は3人の6年生が卒業しました。卒業生からは、「中学校では勉強とスポーツを頑張ります。ありがとうございました。」とお別れの言葉があり、下級生からは、お礼の言葉と記念品を贈呈しました。その後下級生と一緒にゲーム・クイズ・宝箱がしななどをして楽しく過ごしました。



お知らせ

訪問理・美容サービス事業

理容院または美容院に出向くことが困難な在宅の人が、自宅で手軽に散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費を負担いたします。

対象者

- ・介護保険の「要介護3～5」の認定を受けている人
- ・身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている人
- ・療育手帳A判定の交付を受けている人
- ・難病の患者に対する医療などの法律で難病の認定を受けた人
- ・地域ケア会議で必要と認められた人

対象外

- ・同居している人が送迎できる人
- ・村民税など前年度までに滞納がある人

利用料など

- ・利用料などに係る費用は自己負担
- ・訪問に要する費用を村社会福祉協議会が負担
(1回2,000円以内、年間6回まで)

申請方法

対象となる人は、申請書に利用料と訪問に要した費用の領収書を添付の上、担当民生委員の証明をもらって提出してください。

事業の実施は5月1日からです。

乳児おむつ助成のお知らせ

おむつの購入に要した費用を負担いたします

対象者

村内に住所を有し村内で生活している乳児が1歳になる月の末日までに使用するおむつを購入した保護者など

対象外

- ・村民税など前年度までに滞納がある人

助成を行う金額

おむつの購入に要した費用とし、乳児1人につき月額5,000円以下。

申請方法

対象となる人は申請書に領収書(レシート可)を添付の上提出してください。

事業の実施は5月1日からです。

くらし・サポート佐那河内開設

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」の施行により徳島県社会福祉協議会より委託を受け、くらしサポート佐那河内を開設し、自立相談支援事業・家計相談支援事業を行います。「暮らし」「仕事」「家計」のことでお困りの場合は、ひとりで悩まず、ご相談ください。

お問い合わせ先 村社会福祉協議会

●善意銀行だより●

●森 本 ヒデミ 様………金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を元金とした利子を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

職員人事異動

(敬称略)

兼務辞令

松山 健児 参事 産業環境課長兼建設課長

昇任()は旧役職

松下祐子 主幹 (課長補佐)
瀧倉裕介 係長 (事務主任)

新規採用

近藤祥平 主事補 総務企画課
平岡弘年 主事補 健康福祉課
森本直人 主事補 住民税務課
丸橋俊彦 技師補 建設課

地域おこし協力隊 井内亜実

教職員人事異動

(敬称略) ()は前任校

転入

小学校

教頭 中川雅博 (桑野小)
石井一宅 (板野東小)
宮本修司 (板野南小)
富永明也子 (藍住西小)
岩佐純一 (鴨島小)

中学校

教頭 住友久之 (鴨島東中)
鶴岡久代 (津田中)
繁崎達哉 (津田中)
粟飯原麻生 (藍住東中)



駐在所だより

電力会社を装う不審な勧誘の相談の増加傾向について

四国電力や四国電力保安協会などを装い、「電気の点検をしています。電気料金を今より安くできる方法があります。詳しいことは訪問して説明させていただきます。」との不審な電話があったなどの相談が再び増加傾向にあります。

このような事案については、以前から発生しており、「四国電力」や「四国電力の関係会社」を装った業者から

- ・動力設備の調査
- ・契約内容変更の勧誘

などの勧誘をされたなどです。

平成26年中8件であったものが、本年3月3日現在までに7件を数えるなど急増している可能性も考えられます。

相談者には、不審な勧誘があった場合には、四国電力などに直接確認するなどして、毅然と断るようにと助言しています。



相談窓口 四国電力 0120-564-552 徳島県消費者情報センター 623-0110

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)が成立し、マイナンバー制度(番号制度)が導入されることになりました。

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)を付番し、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るための制度です。

今月から、毎月「マイナンバー」情報を掲載していく予定です。

**あなたにも、マイナンバー。
はじまります。**

平成27年
10月から
村民の皆さん一人
ひとりにマイナンバー
(個人番号)が通知
されます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁のこと。

3つの
メリット



行政の効率化
**手続きが正確で
早くなる**

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。



国民の利便性の向上
**面倒な手続きが
簡単に**

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。



公平・公正な社会の実現
**給付金などの
不正受給の防止**

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

マイナンバー

検索

土日祝日、年末年始を除く、9:30~17:30

お問い合わせ 総務企画課

佐那河内村地域包括支援センターだより

4月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

4月22日(水)	コーラス教室	ハイジ	13:30~15:00
4月28日(火)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30

いきいき体操教室は、農振センターでは毎月開催します。また村内の各老人会を巡回します。痛みやこりがある、筋力アップに取り組みたいなど、興味のある人は気軽にご参加ください。

4月21日(火)	おしゃべりクラブ	桜集会所	9:30~11:30 (都合の良い時間に参加ください)
----------	----------	------	--------------------------------

人と会って楽しい時間を過ごしたり、定期的に外出する機会があるといきいきと暮らす事ができると言われています。気軽に集まり、おしゃべりや体操をして楽しい時間を一緒に過ごしましょう。

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木

個人情報に関する内容のため削除しています。

日	曜	行 事 名	とき・ところ	備 考
4/ 21	火	ふれあいサロン	時 9:30~11:30 所 桜集会所	対 どなたでも参加できます 内容：おしゃべり、体操など
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
22	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
25	土	保育所参観日・保護者会	時 9:00~11:00 所 保育所	
28	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
		いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 農振センター1階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
29	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
30	木	わんぱく教室	時 10:00~11:20 所 保育所	子ども劇場来演
		乳幼児相談	時 10:00~12:00 所 農振センター2階	
		1歳6か月、3歳児健診	時 13:10~15:00 所 農振センター2階	
5/ 1	金	老人会交流端午の節句	時 10:00~12:30 所 保育所	根郷若返会来所
5	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
6	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
11	月	心配ごと相談・行政相談・特別相談	時 9:00~12:00 所 農振センター1階会議室	
12	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
13	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	

【第18回統一地方選挙】佐那河内村議会議員一般選挙



明るい選挙を心がけ棄権することなく投票しましょう。

佐那河内村議会議員一般選挙を次のとおり執行します。

●投開票日 平成27年4月26日（日） ★期日前投票 平成27年4月22日（水）～4月25日（土）

●投票時間 午前7時から午後8時 ★投票時間 午前8時30分～午後8時まで

●開票時間 午後9時から ★場 所 佐那河内村農業総合振興センター 1階会議室

●開票場所 村民体育館

*持参するもの 投票所入場券（投票所入場券が届いている場合）
*入場券が無くても投票できます。

ふるさとの
山シリーズ③
ふるたやま
古田山

「古田山660m」は、村と徳島市との境界にあり、剣山系の東端にある中津峯の隣に位置する。全国的に見ても広島県とか大分県にあるくらいで希少な山名らしい。

コースは①杖立峠コース（佐那河内村）②五滝コース（徳島市）③婆羅尾峠コース（徳島市）があり、いずれも「四国のみち」である。

今回は①について紹介する。峠のすぐ下にある駐車場をスタート。入り口には四国のみちの看板があり、そこからきれいに整備された道を上る。約10分で右側に大きな岩があるところに着く。少し寄り道してその大きな岩の上に立つと眼下に勝浦町坂本地區、遠くに太竜寺山、竜王山などを見ることができる（実はこのコース唯一最高の展望だ）。5月には大岩の下りに多分村唯一と思われるベニドウダンのきれいな花に出会うことができる。

このコース前半3分の1（佐那河内いきものふれあいの里のサシバの丘入り口まで）は平坦な道でイタヤカエデ、イロハカエデ、ヤマボウシ、コシアブラなどの新緑また紅葉、アサマリンドウ、ティカカズラなど四季折々の花に出会うことができ快適である。

さてこれからはしばらくスギ、ヒノキの林、あるいは雑木林の中をアップダウンが続く中核部のしんどい部分であるが、スギ林の中に希少種であるヒナノシャクジョウの群生に出会う幸運もある。ただしこれは抜いたりせずに観察だけにして

欲しい。シコクママコナ、アサマリンドウの群生も、このコースで最大のもてなしであろう。コース後半には大きなピークがあり、その急な

下りの終わりにほぼ直角に曲がりスギ林の中をしばらく歩きゆるく左にカーブすると急に明るくなり、林道の交差点に出る。そこから緩い坂道を100mほど登ると古田山の入り口だ。（看板無く、テープあり）

この辺りで最後の休憩を入れ、「四国のみち」から離れてスギ林の中の山道を北へ進む（道中にミズキ科ヤマシグレがある）。山頂直下は雑木林（ヒサカキなど常緑広葉樹）の中の急登となる。それから開けた地点がいよいよ山頂だ。帰りは西へ下ることもできるが分りにくいので元の道を引き返すのが無難である。片道約2時間。（東）

行事案内（要予約）

4月19日(日) 13時～15時30分	春の昆虫観察①
4月25日(土) 10時～15時	春のスケッチ教室
4月30日(木) 8時30分～16時	ネイチャートレイル 早春の薬研谷



いちごのババロア

《作り方》

- ①粉ゼラチンは水でふやかしておく。
- ②いちごは洗ってヘタを取り、飾り用を残してビニール袋にいれてつぶす。
- ③Aを火にかけ沸騰前に火を止め、①をいれてかき混ぜ、ある程度冷えると牛乳を先にいれつぶしたいちごを混ぜる。型にいれ冷えたら飾り用いちごをのせる。

★ポイント★

ゼラチンは沸騰させたら固まらないので注意する。



《材料(6人分)》

いちご	150g	生クリーム	50ml
粉ゼラチン	1袋半	さとう	30g
水	大2	牛乳	150ml
牛乳	100ml	バニラエッセンス	少々

しあわせごはん
♪

ヘルスマイト（食生活改善推進員）のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

93kcal
10.6g

蛋白質
塩分

3.2g
0.1g

脂質

4.4g

No.73